

コンタクトレンズ診療費に関するお知らせ

当院は、「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、
関東信越厚生局長に届出を行っております。

【初診料及び再診料】

コンタクトレンズの装用を目的に受診される方について、初診料及び
再診料を下記のとおり算定いたします。

○当院に初めて受診した方

初診料：291点

○当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定した方

再診料：76点

【コンタクトレンズ検査料の区分】

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、下記の
点数を算定いたします。

○コンタクトレンズ検査料1 200点

【コンタクトレンズの診療を行う医師】

大澤 松香

眼科診療経験：平成10年より診療開始